［削る］

六　凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの
イ　二四時間につき五〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満の氷を作る能力を有するもの
ロ　蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
七　完全な又は部分的な換気装置を有する防護服
八　粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの
九　細菌製剤散布用に設計した噴霧器
十　微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置であって、粒径が一〇ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）
イ　界面重合法を用いるもの
ロ　相分離法を用いるもの

第五条　検査法施行令別表の四の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）、試験装置若しくはこれらの部分品
二　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
三　エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）
イ　自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの
ロ　視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの
四　次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
イ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
（一）多段ロケットの各段
（二）固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であって、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの
ロ　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
（一）再突入機
（二）再突入機の熱遮蔽体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品
（三）再突入機のヒートシンク又はその部分品
（四）再突入機に使用するように設計した電子機器
（五）誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が三・三パーセント以下のもの
（六）推力の方向を制御する装置
（七）弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置
五　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次の（一）及び（二）に該当するもの